

第13回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.metaps.com/>) に掲載することにより、株主の皆様
に提供しております。

株式会社メタップス

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 19社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社メタップスペイメント
Smartcon Co. Ltd.
Metaps Plus Inc.
株式会社メタップスワン
Metaps Entertainment Limited

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・主要な会社の名称 株式会社pring

(4) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度から、UPSIDE CO., LTD及び株式会社メタップスリンクスを連結の範囲から除いております。これは、株式売却や吸収合併により連結子会社に該当しないこととなったため、連結の範囲から除外したものであります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

金融商品

イ. 金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、その取得に直接起因する取引コストは、純損益で認識しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融資産につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(d) 減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

ロ. 金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券をその発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、当初認識後公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しております。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに、金融負債の認識を中止しております。

ハ. デリバティブ

全てのデリバティブ取引を、デリバティブ契約の締結時点で当初認識し、当初認識時点において公正価値で測定しております。当初認識後における測定も公正価値で行い、公正価値の変動は純損益として認識しております。なお、当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

非デリバティブの主契約に組み込まれているデリバティブは、次の場合に、主契約と分離し、デリバティブとして会計処理しております。

- ・ デリバティブの定義に該当すること
- ・ 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれらに密接に関連していないこと
- ・ 当該契約が純損益を通じて公正価値で測定されるものではないこと

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しております。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 3～5年
- ・工具、器具及び備品 2～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ロ. 無形資産

(a) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、少なくとも年に1回、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(b) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、全て発生した期の費用として認識しております。資産化の要件を満たす開発費用は、ソフトウェアのみになります。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・顧客関連無形資産 10～20年
- ・ソフトウェア 3～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(c) 研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、信頼性をもって測定することができ、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、

当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみIAS第38号「無形資産」の資産の認識基準に従って資産計上しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

ハ. リース資産

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産およびリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性ある見積りができる場合に、認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

賃借建物に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務として認識しています。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ. 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。

(a) マーケティング関連事業

当社グループは、国内外の法人企業向けにインターネット広告の運用をはじめ、データフィード等のシステムを活用した“データ×マーケティング”を軸とした包括的なマーケティング支援サービスを展開しております。また、自社サービスとしてアプリ分析ツール“Metaps Analytics”及び“Metaps Bridge”を提供しております。当該サービスについては、顧客が当社グループの提供するマーケティング支援サービスを利用することで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客のサービス利用実績に基づきサービス提供時に収益を認識しております。

(b) ファイナンス関連事業

当社グループは、法人企業向けの決済代行サービスの他、成長著しいフィンテックの分野において、給与即時払いサービス「CRIA（クリア）」やスクール・定額制サービス向けの業務管理ツール「会費ペイ」などのパッケージソリューションサービスを含め様々な新規サービスを展開しております。当該サービスについては、消費者が当社グループの提供する決済手段を利用することで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、消費者が加盟店との間で当社グループが提供する決済手段を利用した取引を行った時点で収益を認識し、決済代行手数料受取額で収益の額を測定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	「リース」に関する会計処理の改訂

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」(2016年1月公表、以下、「IFRS第16号」という。)を適用しております。

当社グループでは、経過措置に従ってIFRS第16号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」(以下「IAS第17号」という。)及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおります。

当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについて、IFRS第16号の適用開始日に、リース負債を認識しております。当該リース負債は、残存リース料を適用開始日現在の借り手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借り入れ利率の加重平均は、2.6%であります。

前連結会計年度末現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約と連結財政状態計算書に認識した適用開始日現在のリース負債の差額は、主に適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリース又は短期リースであります。

IFRS第16号の適用により、適用開始日の利益剰余金に与える影響は軽微であります。適用開始日において連結財政状態計算書に認識した有形固定資産は555百万円、その他の金融負債(流動)は244百万円、その他の金融負債(非流動)は306百万円です。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用すること
- ・減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠すること
- ・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理すること

- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外すること
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際に、事後的判断を使用すること

3. 連結財政状態計算書に関する注記

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| (1) 資産から直接控除した損失評価引当金
営業債権及びその他の債権 | 254百万円 |
| (2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額
有形固定資産 | 624百万円 |

4. 連結持分変動計算書に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 | 13,566,910株 |
| (2) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等
該当事項はありません。 | |
| ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。 | |
| (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 | 1,254,200株 |
- (注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除く。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- 当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、為替リスク、金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。
- また、当社グループは、デリバティブ取引を実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。
- ① 信用リスク管理
- 信用リスクは、取引先の債務不履行等により、当社グループに財務上の損失を生じさせるリスクであります。

当社グループは、与信管理規定等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

これらの信用リスクに対するエクスポージャーに関して、担保及びその他の信用補完に重要なものはありません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 為替リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、為替変動が業績に大きく影響いたします。毎月通貨別の為替差損益を把握することで、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

④ 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値の測定方法

主な金融資産の公正価値の測定方法は以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(その他の金融資産)

差入保証金及び貸付金は、将来キャッシュ・フローを当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(社債及び借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

社債及び長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行又は借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(その他の金融負債)

リース負債及び割賦未払金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 金融商品の公正価値ヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーを、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のとおりレベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象が発生した各四半期の期首時点に発生したものとして認識しております。

レベル3に分類されている金融商品の公正価値の評価技法及び評価結果は社内承認プロセスに従って適切に査閲・承認されております。

③ 金融商品の帳簿価額と公正価値

連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、差入保証金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務、短期借入金）及び経常的に公正価値で測定する金融商品は含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
その他の金融資産		
差入保証金	216	216
貸付金	63	64
金融負債		
社債及び借入金		
社債	1,469	1,461
その他の金融負債		
リース負債	307	306
割賦未払金	198	195

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	417円34銭
(2) 基本的1株当たり当期損失(△)	△7円93銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の国内子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より税効果会計について連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年
工具、器具及び備品	3年～4年

② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財務状況等を勘案し、当該損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

役務の提供が完了した日を基準としております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表の表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	2,524百万円
② 長期金銭債権	228百万円
③ 短期金銭債務	509百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 327百万円

仕入高 9百万円

営業取引以外の取引高 197百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損及び貸倒引当金並びに関係会社事業損失引当金繰入の否認等であります。個別に回収可能性を評価した結果、全額評価性引当金を計上しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	Metaps Plus Inc.	直接 79.73	当社役務 の提供	ロイヤリーの受取	—	売掛金 (注3)	155
			当社資金 の貸付	資金の貸付 (純額)	323	短期貸付金 (注3)	1,537
			当社債権 の譲渡	受取利息	29	長期貸付金 (注3)	227
				貸付金譲渡 (注5)	320	未収利息 (注3)	83
						未収入金 (注3)	320
子会社	Metaps Pte. Ltd.	間接 100.00	当社広告 の販売	広告 の販売	9	売掛金	114
			子会社債権 の交換	債権の交換 (注6)	106	—	—
子会社	(株)メタップス ペイメント	直接 80.00	当社役務 の提供	役務の提供	172	売掛金	62
			同社資金 の借入	ロイヤリーの受取	150		
				資金の借入	500	短期借入金	500
				支払利息	0		
子会社	(株)メタップス ワン	直接 100.00	当社役務 の提供	役務の提供	61	売掛金	16
			同社資金 の借入	ロイヤリーの受取	42		
				受取配当金	76		
				資金の返済	100		
				支払利息	0	—	—
子会社	(株)メタップス リンクス	直接 100.00	吸収合併	承継資産	147	—	—
子会社	Metaps Shanghai Co., Ltd	間接 100.00	債権放棄	債権放棄 (注6)	106	—	—
子会社	Metaps Entertain ment Limited	直接 100.00	当社資金 の貸付	資金の貸付 (純額)	186	短期貸付金	186
				受取利息	2		

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
広告の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。
役務の提供については、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定しております。
ロイヤリティーについては、売上総利益に応じ一定率の受取をしております。
3. 貸倒引当金2,323百万円を計上しております。
当事業年度において124百万円の事業構造改善費用を計上しております。
4. Metaps Plus Inc. につきましては、関係会社事業損失引当金51百万円を計上しております
5. 債権譲渡取引につきましては、当社からSmartcon Co. Ltd. に対する貸付金を全額Metaps Plus Inc. に同額で譲渡しております。
6. グループ内の債権債務の整理を行い、Metaps Shanghai Co., Ltd, に対する売掛金、未収入金、貸付金について債権放棄を行っております。
なお、債権放棄に伴い、当事業年度において106百万円の事業構造改善費用を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	312円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	69円55銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

11. その他の注記

(連結納税制度の摘要)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。